FP　2級　個人

F22

* 1 9 F 2 2 0 0 5 *

2024年度　１月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級　個　人
資産相談業務

実 施 日◆2025年１月26日（日）

試験時間◆13：30～15：00（90分）

★ 注 意 ★

１．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
２．本試験の出題形式は、記述式等５題（15問）です。
３．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
４．試験問題については、特に指示のない限り、2024年10月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
５．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
６．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
７．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
８．その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

▶試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。

▶試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後５時30分以降、当会のホームページに掲載します。
（https://www2.kinzai.or.jp/answer/）
※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○３月７日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。
また、当会のホームページ(https://kentei.kinzai.or.jp/announce/)、またはスマートフォン向けページ(https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関　**一般社団法人 金融財政事情研究会**
〒160-8529　東京都新宿区荒木町2-3　TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2024年10月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

2．問題は、**【第１問】**から**【第５問】**まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、**《問１》**から**《問15》**までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問１》～《問３》）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（44歳）は、Ｘ株式会社を2020年12月末日に退職し、個人事業主として独立した。現在、事業は軌道に乗り、収入は安定している。

Ａさんは、現在、国民年金の第１号被保険者として保険料を納付しているが、最近、公的年金制度について理解したうえで、老後の収入を増やすことができる各種制度を利用したいと考えている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

（1）Ａさん（44歳、個人事業主）

・1980年９月３日生まれ

・公的年金加入歴　：　下図のとおり（60歳までの見込みを含む）
なお、20歳から22歳の大学生であった期間（31月）は国民年金の学生納付特例制度の適用を受けており、その期間の保険料については追納していない。



（2）妻Ｂさん（43歳、会社員）

・1981年６月13日生まれ

・公的年金加入歴　：　20歳から22歳の大学生であった期間（34月）は国民年金の第１号被保険者として保険料を納付し、22歳から現在に至るまでの期間は厚生年金保険に加入している。また、65歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。

※妻Ｂさんは、現在および将来においても、Ａさんと同居し、Ａさんと生計維持関係にあるものとする。

※Ａさんおよび妻Ｂさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》　Ａさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2024年度価額）を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、計算にあたっては、《設例》の〈Ａさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

１．老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）

（　①　）円

２．老齢厚生年金の年金額

（1）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

（　②　）円

（2）経過的加算額（円未満四捨五入）

（　③　）円

（3）基本年金額（上記「(1)＋(2)」の額）

□□□円

（4）加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）

（5）老齢厚生年金の年金額

（　④　）円

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$816,000円\times\frac{\dfrac{保険料}{納付済月数}+\dfrac{保険料}{半額免除月数}\times\dfrac{□}{□}+\dfrac{保険料}{全額免除月数}\times\dfrac{□}{□}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ⅰ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$平均標準報酬月額\times\frac{7.125}{1,000}\times2003年３月以前の被保険者期間の月数$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$平均標準報酬額\times\frac{5.481}{1,000}\times2003年４月以後の被保険者期間の月数$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,701円×被保険者期間の月数

$$-816,000円\times\frac{\begin{array}{c}1961年４月以後で20歳以上60歳未満\\の厚生年金保険の被保険者期間の月数\end{array}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝408,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問２》　Ｍさんは、Ａさんに対して、公的年金制度等の各種取扱いについて説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「Ａさんが希望すれば、66歳以後、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をすることができます。仮に、Ａさんが75歳で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、当該年金額の増額率は48％となります」

②　「Ａさんは、国民年金の付加保険料を納付することができます。仮に、Ａさんが付加保険料を120月納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として年額24,000円が上乗せされます」

③　「Ａさんは、老後の年金収入を増やす方法として、確定拠出年金の個人型年金に加入することができます。Ａさんが拠出することができる掛金の限度額は、年額276,000円です」

《問３》　Ｍさんは、Ａさんに対して、国民年金基金および小規模企業共済制度について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

Ⅰ　「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。加入は口数制となっており、１口目は、保証期間のある（　①　）年金Ａ型と保証期間のない（　①　）年金Ｂ型のいずれかを選択します。２口目以降は、２種類の（　①　）年金と５種類の□□□年金のなかから選択することができます。なお、国民年金基金に加入した場合、国民年金の付加保険料を納付することはできません」

Ⅱ　「小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要となる資金を準備しておくための共済制度です。毎月の掛金は、1,000円から（　②　）円の範囲内で、500円単位で選択することができます。また、共済金（死亡事由以外）の受取方法には『一括受取り』『分割受取り』『一括受取りと分割受取りの併用』があります。このうち、『一括受取り』の共済金（死亡事由以外）は、税法上、（　③　）として所得税の課税対象となります」

〈語句群〉

イ．確定　　ロ．有期　　ハ．終身　　ニ．30,000　　ホ．55,000
ヘ．66,000　　ト．68,000　　チ．70,000　　リ．退職所得　　ヌ．一時所得
ル．雑所得

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問４》～《問６》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（40歳）は、将来に向けた資産形成のため、株式や債券への投資による資産運用を考えている。株式については同業種の上場会社であるＸ社とＹ社の株式に、債券については上場会社であるＺ社の社債に興味を持っており、上場株式への投資にあたっては、NISAを利用したいと考えている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ｘ社およびＹ社に関する資料〉

・財務データ　（単位：百万円）

	Ｘ社	Ｙ社
資産の部合計	3,900,000	4,250,000
負債の部合計	1,800,000	1,550,000
純資産の部合計	2,100,000	2,700,000
売上高	1,600,000	2,400,000
営業利益	100,000	170,000
経常利益	255,000	260,000
当期純利益	245,000	230,000
配当金総額	77,000	69,000

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

・株式に関する情報

Ｘ社：株価4,600円、発行済株式数３億5,000万株、１株当たり年間配当金220円

Ｙ社：株価4,100円、発行済株式数４億6,000万株、１株当たり年間配当金150円

〈Ｚ社債に関する資料〉

・購入価格　：　102.30円（額面100円当たり）
・表面利率　：　0.9％
・利払日　　：　年２回
・残存期間　：　５年
・償還価格　：　100円（額面100円当たり）

※Ｚ社債は、特定公社債に該当する。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》　Ｍさんは、Ａさんに対して、《設例》の〈Ｘ社およびＹ社に関する資料〉に基づいて、株式の投資指標等について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「一般に、ROEの数値が高いほうが経営の効率性が高いと判断されます。ROEは、Ｙ社のほうがＸ社よりも高くなっています」

②　「株主への利益還元の大きさに着目した指標として、配当性向があります。配当性向は、Ｘ社のほうがＹ社よりも高くなっています。一般に、配当性向が高いほど、株主への利益還元の度合いが高いと考えることができます」

③　「PERやPBR等が低い銘柄など、企業の業績や財務内容等からみて株価が割安と判断される銘柄に投資する手法は、一般に、バリュー投資と呼ばれます」

《問５》　Ｍさんは、Ａさんに対して、NISAについて説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「NISA口座のうち、『成長投資枠』の年間投資枠は240万円であり、上場株式等の買付代金だけでなく、当該買付に係る手数料等が含まれます」

②　「『成長投資枠』や『つみたて投資枠』の年間投資枠のうち、ある年に未使用となった分を翌年の年間投資枠に繰り越して使用することはできません」

③　「NISA口座で保有する上場株式の配当金を非課税とするためには、配当金の受取方法として個別銘柄指定方式を選択する必要があります」

《問６》　Ｚ社債を《設例》の〈Ｚ社債に関する資料〉に基づいて購入した場合において、次の①、②をそれぞれ求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。なお、〈答〉は、表示単位の小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位までを解答すること。また、税金等は考慮しないものとする。

①　Ｚ社債を償還まで保有した場合の最終利回り（年率・単利）

②　Ｚ社債を２年後に額面100円当たり101.80円で売却した場合の所有期間利回り（年率・単利）

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問７》～《問９》）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（45歳）は、駅前の商店街で妻Ｂさん（46歳）と小売店を営んでいる。Ａさんは、開業後直ちに青色申告承認申請書と青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に対して提出している青色申告者である。

なお、下記の〈Ａさんの2024年分の収入等に関する資料〉において、不動産所得の金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

Ａさん	（45歳）	：	個人事業主（青色申告者）
妻Ｂさん	（46歳）	：	Ａさんが営む事業に専ら従事しており、青色事業専従者として、2024年中に90万円の給与を受け取っている。
長女Ｃさん	（15歳）	：	中学生。2024年中の収入はない。
母Ｄさん	（73歳）	：	2024年中の収入は、公的年金の老齢給付のみであり、その収入金額は100万円である。

〈Ａさんの2024年分の収入等に関する資料〉

（1）事業所得の金額　：　550万円（青色申告特別控除後）

（2）不動産所得の金額　：　▲50万円

※損失の金額50万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子30万円を含む。

（3）終身保険の解約返戻金

契約年月	：　2006年12月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者	：　Ａさん
死亡保険金受取人	：　妻Ｂさん
解約返戻金額	：　460万円
正味払込保険料	：　500万円

（4）一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月	：　2016年10月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者	：　Ａさん
死亡給付金受取人	：　妻Ｂさん
解約返戻金額	：　610万円
正味払込保険料	：　500万円

※妻Ｂさん、長女Ｃさんおよび母Ｄさんは、Ａさんと同居し、生計を一にしている。

※Ａさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Ａさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》　所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

Ⅰ　「事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高で（　①　）万円を控除することができます。（　①　）万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Taxによる申告（電子申告）または優良な電子帳簿の保存を行う必要があります。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高で（　②　）万円となります」

Ⅱ　「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の（　③　）年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について（　④　）を選択できることなどが挙げられます」

〈語句群〉

イ．１　　ロ．３　　ハ．５　　ニ．10　　ホ．38　　ヘ．48　　ト．55
チ．65　　リ．低価法　　ヌ．個別法　　ル．原価法

《問８》　Ａさんの2024年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「Ａさんが受け取った一時払変額個人年金保険の解約返戻金は、契約から10年以内の解約のため、金融類似商品として、源泉分離課税の対象となります」

②　「不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地の取得に係る負債の利子30万円に相当する部分の金額は、他の所得の金額と損益通算することはできません」

③　「Ａさんが適用を受けることができる基礎控除の控除額は、38万円です」

《問９》　Ａさんの2024年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）総所得金額		（　①　）円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	扶養控除	（　②　）円
	基礎控除	□□□円
（ｂ）所得控除の額の合計額		□□□円
（ｃ）課税総所得金額（（ａ）－（ｂ））		3,100,000円
（ｄ）算出税額（（ｃ）に対する所得税額）		（　③　）円

〈資料〉所得税の速算表

課税総所得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	195	5％	－
195	～	330	10％	9万7,500円
330	～	695	20％	42万7,500円
695	～	900	23％	63万6,000円
900	～	1,800	33％	153万6,000円
1,800	～	4,000	40％	279万6,000円
4,000	～		45％	479万6,000円

＊下書き欄（解答は解答用紙に）

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

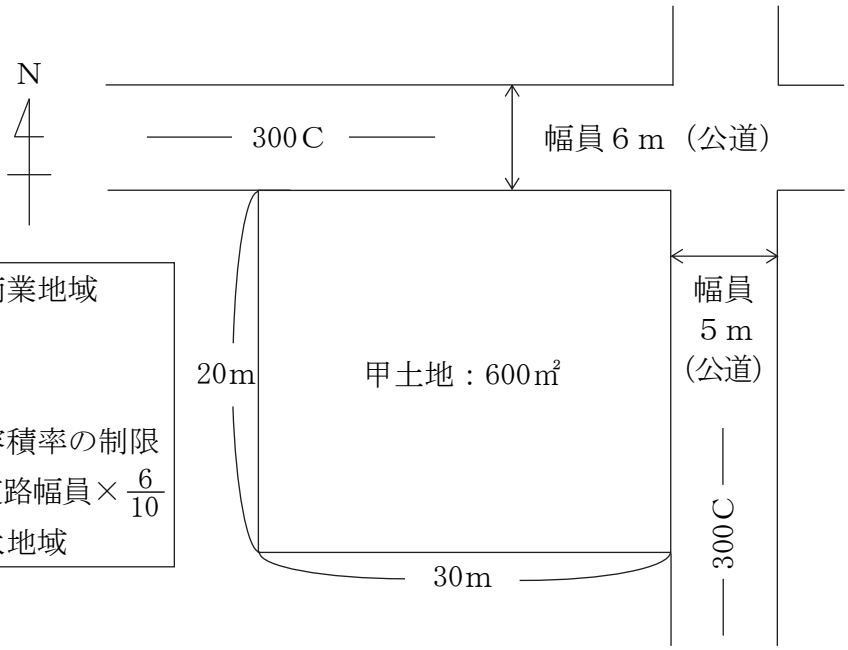
《設　例》

Ａさん（69歳）は、５年前に父親の相続によってM市内（三大都市圏）の甲土地（600㎡）を取得した。甲土地は、父親の代からアスファルト敷きの月極駐車場として賃貸しているが、収益性は高くない。

Ａさんは、先日、ハウスメーカーのＸ社から、「甲土地は、最寄駅から徒歩５分の好立地にあり、住宅需要が見込めるため、賃貸マンションの建築を検討してみてはいかがでしょうか。Ａさんが建築したマンションについて、マスターリース契約（特定賃貸借契約）により、弊社に一括賃貸していただければ、サブリース契約で第三者への賃貸・管理を行ったうえで、賃料を保証させていただきます」との提案を受けた。

Ａさんは、甲土地の収益性を高めるために、Ｘ社の提案を検討することにした。

〈甲土地の概要〉



用途地域	：近隣商業地域
指定建蔽率	：80％
指定容積率	：400％
前面道路幅員による容積率の制限	：前面道路幅員×$\frac{6}{10}$
防火規制	：準防火地域

・甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》　甲土地上に準耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。

①　建蔽率の上限となる建築面積

②　容積率の上限となる延べ面積

《問11》　甲土地の相続税評価に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

Ⅰ「甲土地は、地積が600㎡であり、指定容積率が400％であるため、地積規模の大きな宅地の評価の規定が（　①　）」

Ⅱ「甲土地が面する道路に付された『300Ｃ』の数値は、１㎡当たりの価額を千円単位で表示した相続税路線価です。数値の後に表示されている『Ｃ』の記号（アルファベット）は、借地権割合が（　②　）であることを示しています」

Ⅲ「Ａさんが甲土地に賃貸マンションを建築した場合、相続税額の計算上、甲土地は貸家建付地として評価されます。仮に、甲土地の自用地価額を２億円、借地権割合を（　②　）、借家権割合を30％、賃貸割合を100％とした場合、甲土地の相続税評価額は（　③　）となります」

〈語句群〉

イ．適用されません　　ロ．適用されます　　ハ．50％　　ニ．70％
ホ．90％　　ヘ．１億4,600万円　　ト．１億5,800万円　　チ．１億7,000万円

《問12》　Ｘ社が提案する賃貸マンション事業に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①　「マスターリース契約（特定賃貸借契約）において、賃料が保証されている場合、その契約が普通借家契約であれば、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律や借地借家法に基づき、ＡさんがＸ社から経済事情の変動による賃料の減額請求を受けることはありません」

②　「Ａさんが、マスターリース契約（特定賃貸借契約）に基づき、Ｘ社に建物を一括賃貸する場合は、宅地建物取引業の免許は不要ですが、Ａさん自ら建物の管理や入居者の募集、入居者との賃貸借契約を行う場合は、あらかじめ宅地建物取引業の免許を取得する必要があります」

③　「Ａさんが、金融機関から融資を受けて賃貸マンションを建築する場合、借入金の返済リスクを考慮する必要があります。DSCR（借入金償還余裕率）の値が1.0未満のときは、賃料収入だけでは借入金の返済が困難であることを示しています」

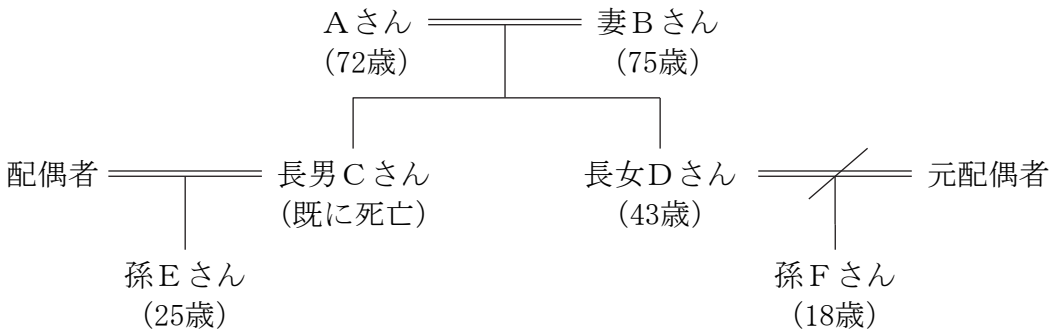
【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（72歳）は、妻Ｂさん（75歳）と、Ｘ市内の自宅で暮らしている。Ａさんは、大学卒業後、上場企業に就職し、43年間勤務した。退職後は、年金収入に加え、上場株式の配当収入もあり、Ａさん夫婦の生活は安定している。

昨年、長女Ｄさん（43歳）は離婚し、現在は、自分の仕事や子の学業の都合で、Ｙ市内の賃貸マンションで子Ｆさん（18歳）と暮らしている。Ａさんは、長女Ｄさん家族の生活資金や孫Ｆさんの教育資金について援助したいと思っており、現金の贈与を検討している。

〈Ａさんの親族関係図〉



〈Ａさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

現預金等	：	8,000万円
上場株式	：	3,000万円
自宅敷地（380㎡）	：	7,000万円（注）
自宅建物	：	2,000万円
合計		２億円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 生前贈与に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

Ⅰ 「Ａさんが生前贈与を実行するにあたっては、暦年課税による贈与、相続時精算課税による贈与があります。仮に、長女Ｄさんが暦年課税（各種非課税制度の適用はない）により、2025年中にＡさんから現金550万円の贈与を受け、他に贈与を受けていない場合、贈与税額は（ ① ）万円となります」

Ⅱ 「長女ＤさんがＡさんから2025年中に現金の贈与を受け、相続時精算課税を選択し、他に贈与を受けていない場合、贈与税の課税価格から基礎控除額と最高（ ② ）万円の特別控除額を控除することができます。なお、基礎控除額と特別控除額を控除した後の残額については、一律（ ③ ）％の税率により贈与税が課されます」

〈資料〉贈与税の速算表（一部抜粋）

基礎控除後の課税価格			特例贈与財産		一般贈与財産	
			税率	控除額	税率	控除額
万円超		万円以下				
	～	200	10％	―	10％	―
200	～	300	15％	10万円	15％	10万円
300	～	400	15％	10万円	20％	25万円
400	～	600	20％	30万円	30％	65万円

〈数値群〉

イ．20　　ロ．25　　ハ．30　　ニ．58　　ホ．67　　ヘ．80　　ト．100
チ．2,000　　リ．2,500　　ヌ．3,000

《問14》 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（以下、「本制度」という）に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「孫Ｆさんが本制度の適用を受けるためには、孫Ｆさんが教育資金の贈与を受けた年の前年分の長女Ｄさんの所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下でなければなりません」

② 「本制度の適用を受けた孫Ｆさんが22歳到達年度の末日に達すると、教育資金管理契約は終了します。その場合、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、当該残額は受贈者のその年分の贈与税の課税価格に算入されます」

③ 「Ａさんから教育資金の贈与を受けた孫Ｆさんが本制度の適用を受けた場合、1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、贈与税が非課税となります。ただし、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については500万円が限度となります」

《問15》 現時点（2025年１月26日）において、Ａさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、課税遺産総額（相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は１億円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）相続税の課税価格の合計額	□□□万円
（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））	１億円
相続税の総額の基となる税額	
妻Ｂさん	□□□万円
長女Ｄさん	□□□万円
孫Ｅさん	（　②　）万円
（ｃ）相続税の総額	（　③　）万円

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10％	－
1,000	～	3,000	15％	50万円
3,000	～	5,000	20％	200万円
5,000	～	10,000	30％	700万円
10,000	～	20,000	40％	1,700万円

（終）

2024 年度１月実施 ファイナンシャル・プランニング技能検定

《模範解答》

・２級 実技試験〈個人資産相談業務〉（2025 年１月 26 日実施）

※配点は、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

※合格発表は、３月７日の予定です。

厚生労働大臣指定試験機関　一般社団法人 金融財政事情研究会

検定センター

〈合格基準〉50 点満点で 30 点以上

【第１問】

《問１》

〈答〉　①　763,300（円）　②　338,561（円）

③　213（円）　④　338,774（円）

《問２》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	○	×

《問３》

〈答〉

	①	②	③
記号	ハ	チ	リ

【第２問】

《問４》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	○	○

《問５》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	○	×

《問６》

〈答〉　①　0.43（%）　　②　0.64（%）

【第３問】

《問７》

〈答〉

	①	②	③	④
記号	チ	ニ	ロ	リ

《問８》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	○	×

《問９》

〈答〉　①　5,400,000（円）　　②　580,000（円）　　③　212,500（円）

【第４問】

《問 10》

〈答〉　①　600（㎡）　　②　2,160（㎡）

《問 11》

〈答〉

	①	②	③
記号	イ	ニ	ト

《問 12》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	×	○

【第５問】

《問 13》

〈答〉

	①	②	③
記号	ニ	リ	イ

《問 14》

〈答〉

	①	②	③
○×判定	×	×	○

《問 15》

〈答〉　①　4,800（万円）　　②　325（万円）　　③　1,450（万円）